

『スカルノハッタ空港での ITAS 発行が開始されたのですか？』

今年 2018 年 7 月発行の「法務人權大臣規定 2018 年第 16 号」により、ITAS 滞在許可の空港での発行が規定されていましたが、12 月第一週よりスカルノハッタ空港ターミナル 3 での実運用が開始されました。

これにより、新規の「312 就労ビザ」で入国する場合、スカルノハッタ空港にて以下のような入国手続きを行うようになります。

(0)

11 月 01 日付で運用が開始された新 TKA ONLINE 経由で発行された VTT TELEX に基づく「312 就労ビザ」が対象です。

新 TKA ONLINE 経由で発行された VTT TELEX には、A4 紙の VTT TELEX の左下部に「Biaya visa telah disetorkan ke kas negara sebagai Penerimaan Negara Bukan Pajak(PNBP)Direktorat Jendral Imigrasi」と書かれた青いスタンプが捺されていますので、それで対象かどうかを見分けられます。

「312 就労ビザ」自体には従来のものであり、見分けるための変更点はありません。

(1)

「312 就労ビザ」をもった入国者は飛行機を降りて入国審査に向かいます。

入国審査カウンターが並んでいますが、「[FOREIGN WORKER WITH LIMITED STAY PERMIT](#)」【→「VITAS ONLINE」に変わりました (2019 年 3 月初旬)。】と表示のあるカウンターに進みます。「FOREIGNER」や「KITAS、KITAP」のカウンターではありません。

(2)

パスポートを提示し、入国審査官と「312 就労ビザ」であることを確認します。すると、写真撮影、指紋採取 (10 本指) を行う旨伝えられ、指示に従い

写真撮影、指紋採取を行います。

(カウンター上にカメラと指紋採取器があります。)

(3)

写真、指紋が完了すると、「STAY PERMIT & RE-ENTRY」の表示があるシールをパスポートに貼ってもらえます。それが「ITAS 滞在許可」です。「MERP 出再入国許可」の機能も含まれています。シール上の VALID UNTIL と書かれた項目の日付が ITAS 滞在許可および MERP 出再入国許可の有効期限日です。

(4)

一週間から二週間後に、「ITAS ELEKTRONIK」(写真入りの滞在許可証)が pdf にてスポンサー企業担当者宛てに送られます。それを受け取って常時携帯して下さい。

(5)

これにより、今までのような地域イミグレーション事務所への出頭は不要となります。但し、「延長」の際には、従来どおり地域イミグレーション事務所へ出頭して、写真、指紋採取を行います。

(6)

「ITAS ELEKTRONIK」上の住所が会社住所やホテルになっている場合があります。その場合には確定した住居住所に「ITAS ELEKTRONIK」上の住所を変更する住所変更手続き(MUTASI ALAMAT)が必要です。

(7)

ご家族向けの「317 家族帯同ビザ」に関しては、新システム TKA ONLINE を経由しておらず、旧システムでの発行となっていますので、空港で ITAS 滞在許可を取得することは出来ません。

従来どおり入国後、地域イミグレーション事務所に出頭する必要があります。